

告示

埼玉県選管告示第五十二号

令和八年九月一日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和八年九月十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一二二、六八〇人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八六六、七五〇人

三 地方自治法第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区 草加市	六九、八一人
南第二区 川口市	一四六、九七三人
南第三区 さいたま市西区	二六、五五三人
南第四区 さいたま市北区	四二、七七四人
南第五区 さいたま市大宮区	三五、四七六人
南第六区 さいたま市見沼区	四六、四一五人
南第七区 さいたま市中央区	二九、一〇九人

南第八区	さいたま市桜区	二六、八八二人
南第九区	さいたま市浦和区	四六、六四三人
南第十区	さいたま市南区	五三、四八六人
南第十一区	さいたま市緑区	三六、八九五人
南第十二区	さいたま市岩槻区	三一、二八四人
南第十三区	上尾市・伊奈町	七七、〇八五人
南第十四区	桶川市	二一、〇五七人
南第十五区	北本市	一八、七六七人
南第十六区	鴻巣市	三三、一七四人
南第十七区	志木市	二一、〇一〇人
南第十八区	新座市	四五、九二〇人
南第十九区	蕨市	一九、六九八人
南第二十区	戸田市	三七、七一二
南第二十一区	朝霞市	三九、九九六
南第二十二区	和光市	二三、五三八
西第一区	所沢市	九七、〇五七
西第二区	入間市	四〇、四一二
西第三区	飯能市	二二、〇一四
西第四区	狭山市	四一、九八〇
西第五区	ふじみ野市・三芳町	四二、〇〇七
西第六区	富士見市	三一、五五六
西第七区	川越市	九七、九七六
西第八区	日高市	一五、二六三
西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	一六、〇六三
西第十区	坂戸市	二七、六四二
西第十一区	鶴ヶ島市	一九、六二六
西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	三五、四二七
西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	二〇、九八一
北第一区	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村	二六、一五八
北第二区	本庄市・神川町・上里町	三二、八七〇
北第三区	深谷市・美里町・寄居町	五〇、九〇〇
北第四区	熊谷市	五三、六二〇
東第一区	行田市	二一、八八〇

東第二区	羽生市	一四、七八九人
東第三区	加須市	三一、一九三人
東第四区	久喜市	四二、三八六人
東第五区	蓮田市	一七、四六〇人
東第六区	白岡市・宮代町	二四、一〇〇人
東第七区	春日部市	六五、〇〇四人
東第八区	越谷市	九五、〇一二
東第九区	八潮市	二五、四〇六人
東第十区	三郷市	三八、二九三人
東第十一区	幸手市・杉戸町	二六、一六九人
東第十二区	吉川市・松伏町	二七、五四四人